

学生対象の情報発信事業委託業務のプロポーザルに関する
企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

様式 番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
1	企画提案書表紙【様式ーア】	A 4 縦、片面 1 枚	【紙】 正本 1 部、副本 7 部 【データ】 1 部（正本の PDF データを格納した 記録媒体）
2	企画提案（様式自由）	A 4 縦又は横、片面 15 枚以内	
3	実施体制図（様式自由）	A 4 縦又は横、片面 2 枚以内	
4	スケジュール（様式自由）	A 4 縦又は横、片面 2 枚以内	
5	経費見積書（様式自由）	A 4 縦又は横、片面 2 枚以内	
6	類似業務実績一覧【様式ーイ】	A 4 縦又は横、片面 2 枚以内	
7	既存の類似パンフレット等	1 種類	8 部

※A 3 用紙 1 枚は A 4 用紙 2 枚に換算します。

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和 6 年 4 月 19 日（金）12 時（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができません
のでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
高知県商工労働部商工政策課 担当：北村、川島
TEL：(088) 823-9692

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話等で通知します。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的

「学生対象の情報発信事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」のとおり

(2) 業務内容

「学生対象の情報発信事業委託業務仕様書」のとおり

(3) その他遵守する事項

受託者が委託業務を実施する場合に必要な機器や物品等は、原則としてリース又はレンタルによることとし、10万円以上の機器等の取得は認めない。

(4) 特に提案を求めるポイント

- ・ 県内就職の可能性がある学生の新規掘り起こしを行うという本事業の目的を踏まえ、学生の就職活動における意識や行動特性、スケジュール等に対応した具体的かつ効果的な提案内容とすること。
- ・ デジタル広告の配信においては、対象者に県内就職という選択肢を認識させ、興味を喚起させるために効果的な広告内容とすること。特にデジタルでの情報発信の特徴を活かし、広告配信から効果測定・分析による運用改善までの一連のサイクルの回し方や、広告の配信における工夫等を企画提案に盛り込むこと。
- ・ 学生サイトのコンテンツの充実においては、デジタル広告から誘導した対象者の早期離脱を防ぎ、サイト内での回遊を促し、県内就職への興味を高めるための内容や見せ方の工夫等を企画提案に盛り込むこと。
- ・ デジタル広告の制作物や情報誌の誌面デザインやキャッチコピーは、学生や保護者の共感を得られ、県内就職への理解を深めるとともにその後押しをする内容とすること。

ただし、学生対象の情報発信事業委託業務仕様書第4の業務内容のみに限定せず、より多くの学生の県内就職に繋げるための取組について、積極的な提案を求める。

(5) 提案書に記述する内容

企画提案書表紙	必要事項を記載すること。
企画提案	上記6(2)の仕様書の内容に沿って、次の項目について分かりやすく記載すること。 ア 本事業の目的と現状認識 イ デジタルマーケティングの手法を活用した情報発信 ・ デジタル広告の対象者、広告の種類、媒体、配信方法、配信時期、係る予算額、想定する効果 ・ デジタル広告の内容(訴求ポイント、広告画像等の素材イメージ) ・ 効果測定・分析及び運用改善の考え方や手法 ・ 学生サイトのコンテンツ充実の手法 ウ 情報誌の制作 ・ 誌面構成上のコンセプトやレイアウト、訴求ポイント、デザイン、キャッチコピー等 ・ 県内企業の特徴や魅力、高知県での働き方や暮らしを想起させるための企画内容

実施体制図	業務を実施するための体制について、役職名、従事する人員の数、役割分担等を記載すること。 ※業務の一部を別の者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先業務の執行管理方法がわかるように記載すること。
スケジュール	業務全体のスケジュールについて記載すること。
経費見積書	必要な経費を具体的に記載すること。
類似業務実績	過去2年間において実施した国や地方公共団体での類似業務の概要を記載すること。 ※記載は5例以内とし、各業務の契約書の写しを添付(両面印刷可)すること。
既存の類似パンフレット等	情報誌「高知県Uターン就職サポートガイド」の制作業務について、既存の類似パンフレット1種類を必要部数提出すること。

7 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの